（技術政策課の所掌事務）

第百三十四条　技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　道路運送車両の安全の確保に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　道路運送車両の使用に関すること（環境政策課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。）。

四　独立行政法人交通安全環境研究所の組織及び運営一般に関すること。

五　自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること。

（自動車情報課の所掌事務）

第百三十五条　自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三　自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

四　道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

第百六十四条第一項から第三項までを次のように改める。

航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

航空戦略課

2　航空ネットワーク部に、次の五課を置く。

航空事業課

航空ネットワーク企画課

空港施設課

首都圏空港課

環境・地域振興課

3　安全部に、次の四課を置く。

安全企画課

空港安全・保安対策課

運航安全課

航空機安全課

第百六十四条第四項中「管制保安部」を「交通管制部」に、「保安企画課」を「交通管制企画課」に改める。

第百六十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第百六十六条から第百六十九条までを次のように改める。

（航空戦略課の所掌事務）

第百六十六条　航空戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。

二　航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

三　国際民間航空機関との連絡に関すること。

四　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

五　交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

（航空ネットワーク企画課の所掌事務）

第百六十七条　航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空ネットワーク部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　航空ネットワークの形成及び充実に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三　航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部並びに航空事業課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

四　航空に関する国際協定に関すること。

五　空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、航空ネットワーク部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（航空事業課の所掌事務）

第百六十八条　航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

二　外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

第百六十九条　削除

第百七十条（見出しを含む。）中「計画課」を「空港施設課」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　空港等の建設、改良及び維持に関すること（安全部の所掌に属するものを除く。）。

第百七十一条第一号中「計画課、環境・地域振興課及び技術企画課」を「安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課」に改める。

第百七十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

（安全企画課の所掌事務）

第百七十三条　安全企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　安全部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　航空の安全の確保（航空に関する危機管理を含む。）に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（空港安全・保安対策課の所掌事務）

第百七十四条　空港安全・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の安全の確保に関すること。

二　航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること。

第百七十五条（見出しを含む。）中「運航課」を「運航安全課」に改め、第一号を削り、同条第二号中「管制保安部及び乗員課」を「交通管制部」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　航空運送事業又は航空機使用事業の用に供する航空機の整備に係る監督に関すること。

第百七十五条中第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。

第百七十五条に次の一号を加える。

五　独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること（独立行政法人航空大学校に係るものに限る。）。

第百七十六条第一号中「こと」の下に「（運航安全課の所掌に属するものを除く。）」を加える。